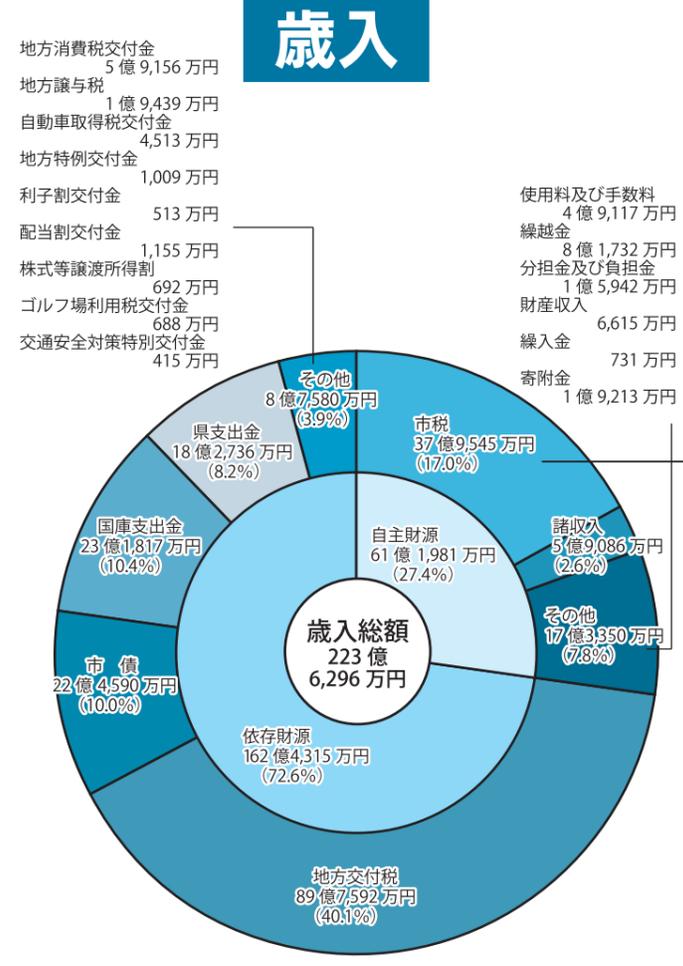


# 決算報告

長門市の平成28年度の決算が議会で承認されました。市民の皆さんが納めた税金は、皆さんの暮らしをより良くするためにさまざま形で使われています。長門市の財政状況について、どのくらい収められ、どのように使われているか、平成28年度の決算から紹介します。

## 一般会計

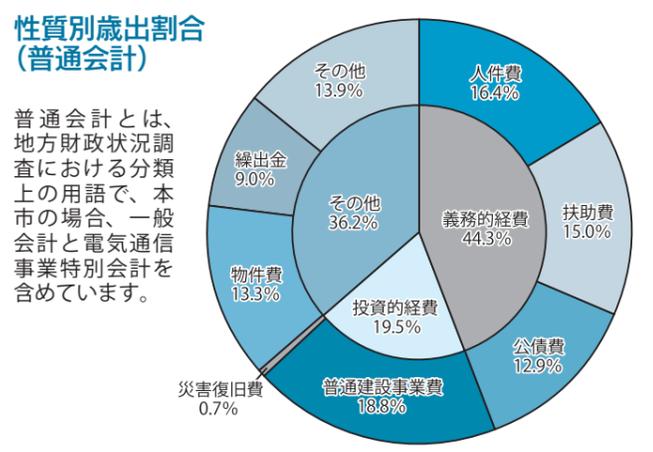
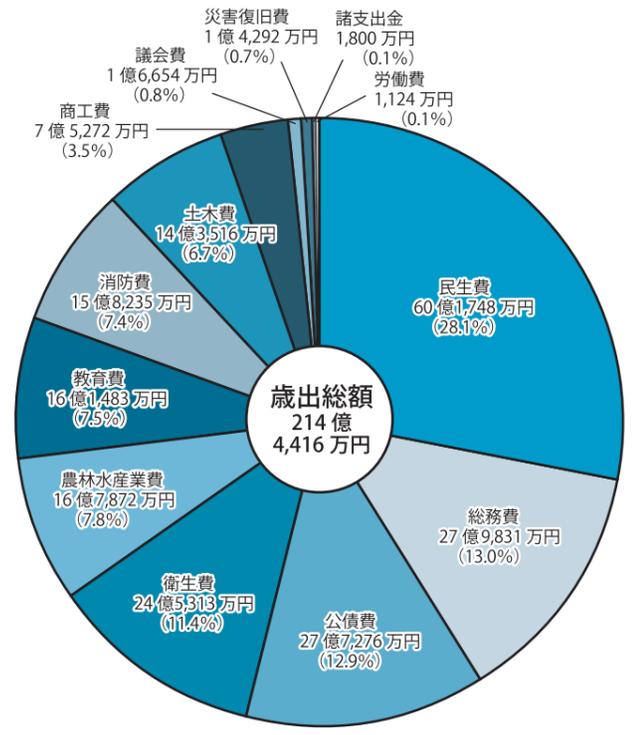


- ### 用語解説
- 市税** 市民の皆さんが納める税金や会社の法人市民税など
  - 地方交付税** 国の所得税、法人税、酒税などの一定割合を市の財政状況に応じて国から交付されるお金
  - 市債** 市が事業を行うために借り入れたお金
  - 自主財源** 市税や市の施設の使用料など市が自主的に収入できるお金
  - 依存財源** 地方交付税や国・県支出金など国や県から市に入ってくるお金
  - 義務的経費** 支出が義務づけられ、任意に削減できない経費
  - 投資的経費** 建物や道路の整備などの経費で、その支出の効果が長期にわたって持続するもの

### 市税の内訳

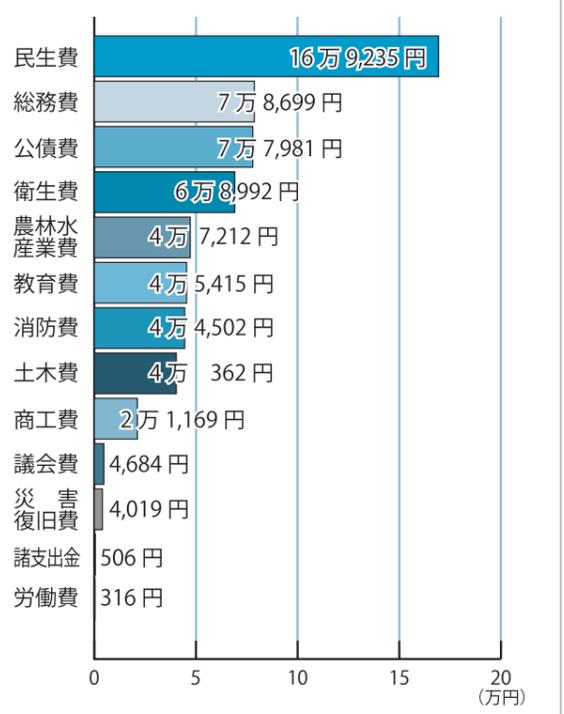
税の種類	収入金額	収納率 (現年課税分)
市民税	16億5,333万円	99.2%
固定資産税	16億8,770万円	97.7%
軽自動車税	1億737万円	98.7%
市たばこ税	2億2,586万円	100.0%
入湯税	3,714万円	100.0%
都市計画税	8,405万円	96.7%
合計	37億9,545万円	98.5%

## 歳出



普通会計とは、地方財政状況調査における分類上の用語で、本市の場合、一般会計と電気通信事業特別会計を含めています。

## 市民1人当たりに使われたお金



- 民生費** 児童・高齢者・障害者などの福祉に関する経費
- 総務費** 市の一般的な事務事業のための経費
- 公債費** 事業を行うために借り入れたお金の償還金
- 衛生費** 各種検診、環境対策、ごみ処理などの経費
- 農林水産業費** 農林業の振興、漁港などの維持・整備、農業委員会の経費
- 教育費** 小・中学校の教育、文化・スポーツ振興などの経費
- 消防費** 消防に関する経費
- 土木費** 道路・公園・市営住宅などの維持・整備の経費
- 商工費** 商工業や観光振興のための経費
- 議会議費** 市議会運営のための経費
- 災害復旧費** 災害で壊れた道路、河川などの公共土木施設を復旧するための経費

**歳入**  
**市税は増、地方交付税は減**  
 歳入の根幹である市税は、37億9,545万円、前年度比45%の増、歳入全体の40.1%を占める地方交付税は89億7,592万円、合併特例措置の縮小による普通交付税の減などの影響を受けて前年度比33%の減となっています。また、市債は消防施設等整備事業などの大型事業が重なったことにより、発行額が22億4,590万円と前年度比65%の増となりました。

**ふるさと応援寄附金が大幅な増**  
 歳入全体では、強い農業づくり交付金等の交付により、県支出金が増額したことや、ふるさと応援寄附金の大幅な増により、前年度より4億8,381万円の増となりました。

**自主財源が増加**  
 市税や使用料など、長門市が自主的に調達できる収入を「自主財源」と呼びます。これに対して、国や県から交付されるお金や借入金等を「依存財源」と呼びます。平成28年度の歳入では、自主財源が全体の27.4%で、前年度より1.7ポイント増加しています。

**歳出**  
**トップは民生費、次いで総務費**  
 歳出は、前年度に比べて、約3億8,233万円の増でした。歳出のトップは民生費60億1,748万円、民生費は全体の28.1%を占め、前年度に比べて2億9,478万円(5.2%)増えました。次に多いのが、総務費で27億9,831万円、全体の13.0%で、防災行政無線整備事業の皆減により前年度比7,020万円(24%)の減となりました。3番目に多いのが、市の借金の返済に当たる公債費で、27億7,276万円、全体の12.9%で、前年度に比べ2億5,012万円(8.3%)の減となりました。

**消防費(消防庁舎建設事業)の大幅増**  
 消防費は消防庁舎等整備事業に伴い、前年度比54.8%の大幅増となりました。

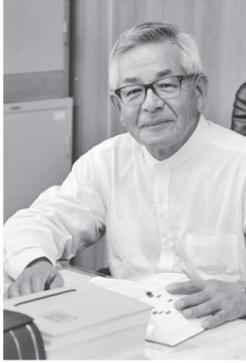
**投資的経費が増、義務的経費は減**  
 歳出を性質別に分類すると、義務的経費が44.3%で前年度比1.5ポイントの減、投資的経費が19.5%で前年度比3.9ポイントの増となっています。

### 一般会計

平成28年度一般会計では、歳入が223億6,296万円、歳出が214億4,416万円、翌年度に繰り越すべき財源3億3,508万円を差し引き、5億8,372万円の黒字決算となりました。対前年度比では、歳入は2.2%、歳出は1.8%それぞれ増加しました。

## 監査を終えて

長門市代表監査委員  
岸田 弘稔 さん



平成29年6月1日に長門市監査委員に就任して、初めての決算審査を行いました。地方公共団体は、従来から「3割自治」と呼ばれておりますが、平成28年度の本市の歳入においても市税等の自主財源は27.4%、前年度は25.7%と20%台後半で推移し、残りは地方交付税等の依存財源で運営がされており、全国の多くの自治体と同様に、厳しい財政運営状況にあります。

平成28年度の本市の一般会計の決算規模は、前年度に比べて歳入は4億8千万円余、歳出は3億8千万円

余増加しています。歳入については、地方交付税が合併特例措置の縮小により3億円余減少したものの、主要企業の増益等により、個人市民税や法人市民税、国庫支出金や県支出金等が増加しています。

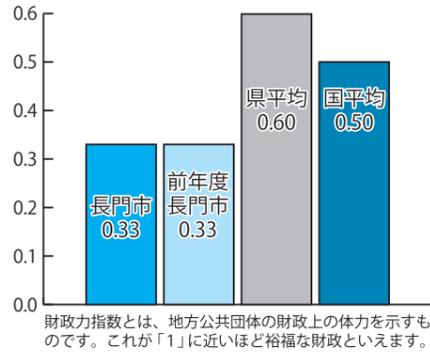
歳出については、農林水産業費、土木費および教育費等において、前年度の事業完了、さらには市債の償還により公債費が減少したものの、民生費、衛生費および消防費等が増加しています。

このように、決算額は増加したものの、事業実施に当たっては、「選択と

## 財政指数

### 財政力指数

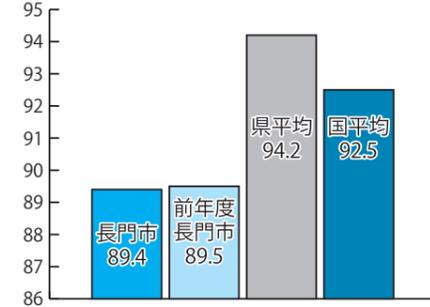
※1に近いほど裕福



財政力指数とは、地方公共団体の財政上の体力を示すものです。これが「1」に近いほど裕福な財政といえます。

### 経常収支比率

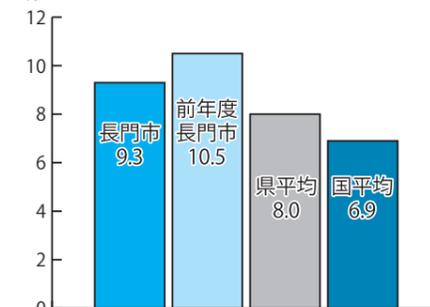
※小さいほどよい



経常収支比率とは、財政の弾力性を示すものです。この比率が大きいほど硬直化した財政といえます。

### 実質公債費比率

※小さいほどよい



実質公債費比率とは、市債などの返済金による財政負担の程度を示すものです。高いほど財政が硬直化しています。

## 財産等

### 市有財産の状況

土地	235 万㎡
建物	25 万㎡
山林	5,292 万㎡
出資金	2 億 5,684 万円
基金	71 億 744 万円

### 基金の残高

基金の種類	金額
財政調整基金	21 億 217 万円
減債基金	8,579 万円
職員退職手当基金	5 億 4,939 万円
地域福祉振興基金	2 億 5,953 万円
ふるさと・水と土保全基金	417 万円
観光施設等整備基金	321 万円
子ども教育ゆめ基金	705 万円
香月泰男美術館運営基金	1 億 2,443 万円
国民健康保険基金	1 億 5,437 万円
国民健康保険高額療養費資金貸付基金	1,187 万円
介護給付費準備基金	1 億 7,435 万円
県収入証紙調達基金	71 万円
土地開発基金	2 億 1,532 万円
すこやかながとワクチン基金	114 万円
地域活性化基金	24 億 1,364 万円
庁舎建設基金	10 億 26 万円
再生可能エネルギー活用基金	4 万円
合計	71 億 744 万円

### 地方債残高

会計	金額
一般会計等	227 億 3,903 万円
湯本温泉事業特別会計	5,190 万円
水道事業会計	35 億 845 万円
下水道事業会計	74 億 6,520 万円

## 特別会計

### 特別会計決算

会計	歳入	うち一般会計からの繰入金	歳出
国民健康保険事業	61 億 4,482 万円	4 億 6,909 万円	59 億 342 万円
湯本温泉事業	1 億 191 万円	7,437 万円	1 億 191 万円
介護保険事業	39 億 5,984 万円	5 億 3,020 万円	37 億 3,513 万円
電気通信事業	1 億 4,828 万円	3,913 万円	1 億 4,828 万円
後期高齢者医療事業	6 億 5,245 万円	2 億 668 万円	6 億 3,806 万円

## 財政健全化指数

### 財政健全化判断比率

	長門市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	該当なし	12.96%	20.0%
②連結実質赤字比率	該当なし	17.96%	30.0%
③実質公債費比率	9.3%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	29.9%	350.0%	-

### 資金不足比率

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	該当なし	20.0%
下水道事業会計	該当なし	
湯本温泉事業特別会計	該当なし	

### 特別会計と公営企業会計

特別会計は、特定の事業を行う場合に、特定の収入（保険料や使用料など）をその事業にあて、一般会計から切り離すことで、経理上その内容が明確になるように設けられている会計です。それぞれの決算は上記の表のとおりです。市の公営企業会計である水道・下水道事業会計の決算は広報6月号の「財政状況公表」を参照してください。

### 財政健全化法に基づく健全化の指標

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした「地方公共団体の健全化に関する法律」（財政健全化法）に基づき、長門市の財政健全度を判断する4つの指標（左記参照）を、平成28年度決算の数値から公表します。

- ①実質赤字比率** 一般会計等の赤字額が標準財政規模に占める割合
- ②連結実質赤字比率** 一般会計等だけでなく全会計の赤字額が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率** 一般会計等などが負担する借入金の返済が標準財政規模に占める割合
- ④将来負担比率** 一般会計等などが将来負担すべき負債の額から、基金などの貯金を差し引いた額が標準財政規模に占める割合

財政健全化法では、この4つの指標により市の財政状況を「早期健全化（イエローカード）」と「財政再生（レッドカード）」の2段階で判断します。平成28年度決算から算出した本市の指標は、健全財政の範囲内にあります。

### 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計における資金不足額の事業規模に占める割合を表しています。長門市の公営企業はいずれも資金不足はありません。資金不足額が経営健全化基準を超えると、経営健全化計画を策定し自主的な経営健全化を行う必要があります。

「集中」に基づく事業執行が行われており、また、その財源については、国庫支出金や県支出金を最大限活用し、さらに、市債については、後年度に地方交付税措置面で有利な発行に努められており、財政の健全化に向けた努力がされていると認めるところです。

しかしながら、今後、計画がされている投資的事業や老朽化したインフラ対策や少子高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増加など、厳しい財政運営が予想されることから、より一層の行財政改革を行う必要があります。